

障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害福祉施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「障害福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助及び同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所	短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所		

<p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス）を行う事業所及び第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター</p>	<p>児童福祉施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所</p>	<p>障害児入所施設 児童発達支援センター</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター</p>
<p>(5) 障害者総合支援法第79条第5項に基づく福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>(6) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設</p>	<p>応急仮設施設</p>		
<p>(7) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</p>	<p>その他の施設</p>		

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2条の表第7号に掲げる施設

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を建設すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2条の表第1号、第3号及び第4号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第6号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により

避難スペース整備 (第3号に掲げる施設の整備を除く。)	整備をすること。 平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること
--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 第2条の表第2号に掲げる施設及び同号の施設に係る第6号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設 大規模修繕等	新たに施設を整備すること。 既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること

(4) 第2条の表第5号に掲げる施設

整備区分	整備内容
スプリンクラー 設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次表のア欄に定める施設の種類ごとに、ウ欄に定める設置根拠等によりエ欄に定める設置者が指定都市及び中核市を除く県内市町村（次表のア欄の（4）の施設については指定都市及び児童相談所設置市以外の県内市町村）に設置する施設について、イ欄に定める対象事業を交付の対象とする。

ア 施設の種類	イ 対象事業	ウ 設置根拠等	エ 設置者	オ 県補助率
<p>(1) 障害福祉サービス事業所等</p> <p>ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）</p>	施設整備	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	3 / 4
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	施設整備	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
ウ 障害者支援施設	施設整備	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	3 / 4

(2) 短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所及び共同生活援助事業所	施設整備	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(3) 身体障害者社会参加支援施設	施設整備	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	3/4
(4) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設 イ 児童発達支援センター ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	施設整備	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人	3/4 3/4 3/4
(5) 福祉ホーム	施設整備	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(6) 応急仮設施設	施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種別ごとに定められている設置者	3/4
(7) その他施設	施設整備	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	3/4

2 この補助金は、施設整備費について次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収、又は整地に要する費用

- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(暴力団排除)

第3条の2 この補助金は、神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出する。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第3欄に定める基準額の(ア)を適用する場合

ア 別表1の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表1の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に第3条表中オ欄の県補助率を乗じて得た額とイにより算出した額を比較して少ない方の額の範囲内の額を交付額とする。

- (2) 上記以外の場合

ア 別表1の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に、第3条表中オ欄の県補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の算定にかかわらない軽微な変更については除くこととする。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
  - イ 建物等の用途
  - ウ 入所定員又は利用定員

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、実績報告後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（仕入控除税額0円の場合も含む。）は、別紙6の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告すること。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。  
また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類その他当該補助事業に関する書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類その他当該補助事業に関する書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、5年間を経過後、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業者が、前号に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継するものがない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。また、契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。



(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便はがき等寄付金配分金並びに公益財団法人 J K A若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書を別に指定する日までに副本2部を添えて知事に提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつては、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更申請手続)

第7条 第5条第1号、第2号及び第3号の知事の承認を受けようとする場合には、別紙2の様式による変更等承認申請書を知事に提出するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内とする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは別紙4の様式により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については、別紙5の様式により毎月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後20日以内（第5条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から20日以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、別紙3の様式による報告書を副本2部を添えて知事に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の報告書を提出するにあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(その他)

第11条 特別の事情により第4条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 従前の「障害福祉施設等施設整備費負担（補助）金交付要綱」については、「平成17年度からの継続分及び繰越分にかかる障害福祉施設等施設整備費負担（補助）金交付要綱」に名称変更を行い、平成19年3月31日付けで廃止することとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年10月11日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月20日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月2日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年11月7日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月17日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月8日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年4月1日より前に收受した交付申請に係る実績報告等については、なお従前の例

による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 8月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年 6月29日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年 6月26日から施行する。

別表1

## 算 定 基 準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
施設整備費	本体工事費	○ 1施設当たりの基準単価を適用する場合 (ア)別表2-1に掲げる1施設当たりの基準単価を基準額とする。 (イ)大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費（この要綱の第3条第2項各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）。
	介護用リフト等特殊付帯工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
	スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費